

認定社士機構 2020-27

2020年7月15日

認定社会福祉士登録者 各位

認定社会福祉士登録の効力停止期間中の方 各位

認定社会福祉士認証・認定機構

機構長 鎌倉 克英

(公印省略)

### 認定社会福祉士更新申請の期間延長について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に伴う研修等の中止により、認定社会福祉士の更新に必要な研修単位の取得が難しい状況が続いていることと思います。

このような状況を踏まえ、当機構では、認定社会福祉士の更新の機会を確保するため、更新申請期間を下記の通り1年延長することといたしましたのでご連絡します。

なお、2020年度の個人認定申請は、新規・更新ともに通常通り9月1日から受け付けますので、上記に限らず、すでに申請単位の取得ができていますの方は申請が可能であることを申し添えます。

### 記

#### 1 対象者

2020年4月1日現在、認定社会福祉士登録の有効期間内又は効力の停止期間中の方（効力の停止期間は、認定登録の有効期間終了後から5年度間となります）

#### 2 更新期間

- (1) 上記のうち、認定社会福祉士の登録有効期間内に更新が困難となる方については、2020年度以降、最初の更新申請に限り、1年間の延長をすることができます。また、延長を認められる期間については、認定社会福祉士登録の有効期間とみなされます。
- (2) 上記対象者のうち、効力停止中の者については効力停止期間を1年延長することができます。

#### 3 相談援助実務経験

更新期間の延長をする方は、相談援助実務経験の対象期間が申請時から過去5年間とされているところを、過去6年間と読み替えることができます。

以上

<お問い合わせ先>

認定社会福祉士認証・認定機構 事務局（担当：柏谷）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2階

Tel : 03-3355-6541 Fax : 03-3355-6543

E-mail : [ninteicsw@jacsw.or.jp](mailto:ninteicsw@jacsw.or.jp)